

# 株券電子化の制度における 名寄せに関するQ&A

平成21年6月  
株式会社証券保管振替機構

平成21年1月の株券電子化にあわせて、投資者の氏名又は名称、住所などの情報については、投資者が口座を開設している証券会社などからコンピュータシステムにより証券保管振替機構を通じて上場会社（株主名簿管理人）に通知されることになりました。これに伴い、従来、上場会社の株主名簿管理人（信託銀行など）において行われていた株主の「名寄せ」を証券保管振替機構が行うことになりました。

以下では、株券電子化後の「名寄せ」に関して、Q&Aの形式で御紹介いたします。

## Q1：名寄せとは何ですか？

A1：名寄せとは、加入者（注）が証券会社などに複数の口座を開設している場合に、加入者の氏名又は名称、住所などの加入者情報に基づいて、同一人と判定されたときに同一人の口座として取り扱うことをいいます。

これと同様の名寄せは、株券電子化前には、上場会社の株主名簿管理人（信託銀行など）が、銘柄ごとに行っていましたが、株券電子化の制度では、銘柄とは関係なく証券保管振替機構が一元的に行うことになりました。

（注）証券会社などに口座の開設を受けた投資者をいいます。

## Q2：何のために名寄せをするのですか？

A2：名寄せには様々な目的がありますが、主なものとして上場会社が株主の保有する株式の数を適切に把握可能とすることが挙げられます。

例えば、加入者が同一銘柄の株式を複数の証券会社などの口座に分けて保有している場合に、名寄せを行うことにより、上場会社は、株主総会の議決権や少数株主権などの株主の権利の有無や数を適切に把握することができるようになります。

## Q3：名寄せはどのようにして行われるのですか？

A3：加入者の口座に株式などの残高が発生した場合、証券会社などは、その加入者の氏名又は名称、住所、生年月日などの加入者情報を証券保管振替機構に通知しま

す。証券保管振替機構ではその加入者情報の氏名又は名称、住所、生年月日などと、既に通知されている他の加入者情報の氏名又は名称、住所、生年月日などを照合（以下「名寄せ判定」といいます。）し、同一と判定されたものを同一人として名寄せを行います（図1）。

なお、この名寄せ判定は、基本的にコンピュータシステムにより行います（これを「自動名寄せ」といいます。）。この自動名寄せにより同一人であると判定された場合には、名寄せが行われます。また、システム上、同一人であるとの判定に至らなかったものの、一定の基準を満たした加入者情報は、類似情報として人の目により改めて名寄せ判定を行います（これを「目視名寄せ」といいます。）（図2）。このように2段階で行うことで名寄せ判定の精度を高めています。

図1【加入者情報の通知のイメージ】

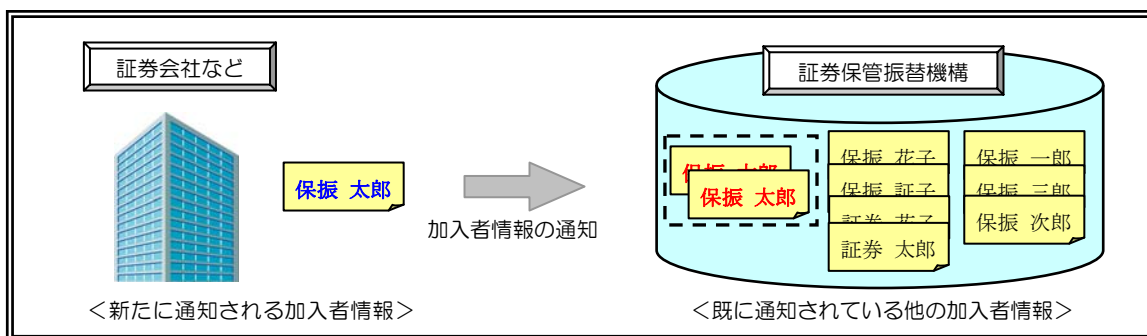
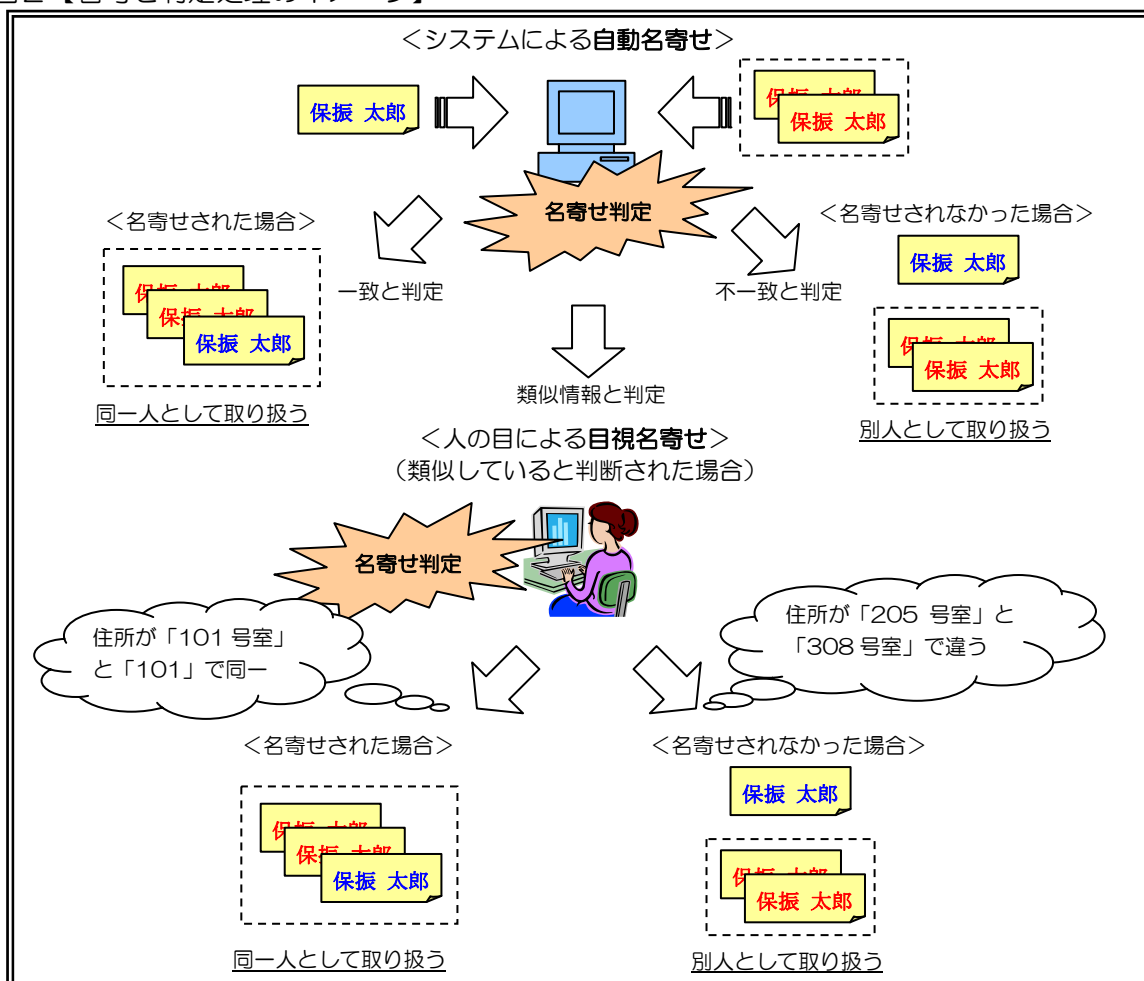


図2【名寄せ判定処理のイメージ】



Q4：証券会社に口座を開設した際、住所に含まれる丁目、番地などを漢数字で届けたところ、上場会社からの通知では算用数字となっていました。どうしてですか？

A4：加入者情報は、証券会社などにおいて一定のルールに基づいた標準化が行われた上で、証券保管振替機構に通知されます。この標準化は、加入者情報の表記の揺れ（注1）を軽減させる目的で行われており、具体例として次のようなものが挙げられます。なお、これらの標準化の内容は「加入者情報標準化要領」（注2）としてルール化されています。

【標準化の例】

1. 原則として本人確認書類に従った表記
2. 住所情報における丁目、番地などの算用数字での表記  
「二丁目一番一号」⇒「2丁目1番1号」
3. 氏名又は名称などに株券電子化の制度において使用できない文字が含まれている場合に、使用できる文字への置換え（注3）  
「高島 一郎」⇒「高島 一郎」

（注1）実質的には同一であるものの、表記上相違があることをいいます。

（注2）「加入者情報標準化要領」は、以下のとおり証券保管振替機構ホームページにおいて公表しております。

[http://www.jasdec.com/download/ds/kanyusya\\_youryou.pdf](http://www.jasdec.com/download/ds/kanyusya_youryou.pdf)

（注3）株券電子化の制度において使用できる文字への置換えは、加入者の同意を得た上で、行うことになっています。詳しくは、「株券電子化の制度において使用できる文字に関するQ&A」（[http://www.jasdec.com/download/ds/QA\\_moji.pdf](http://www.jasdec.com/download/ds/QA_moji.pdf)）を御参照ください。

Q5：証券保管振替機構で名寄せを行う際の判定基準はどのようなものですか？

A5：証券保管振替機構は、「加入者情報名寄せ基準書」（注1）に基づき名寄せ判定を行っています。なお、名寄せ判定の具体例は、次のようなものが挙げられます。

（注1）「加入者情報名寄せ基準書」は、以下のとおり証券保管振替機構ホームページにおいて公表しております。

[http://www.jasdec.com/download/ds/nayose\\_kijunsho.pdf](http://www.jasdec.com/download/ds/nayose_kijunsho.pdf)

【名寄せ判定の例】

1. 「氏名又は名称」項目（個人）      ○：名寄せ    ×：非名寄せ

	甲	判定	乙
(1)	保振 来太郎	×	保振 喜太郎
(2)	保振 斉太郎	○	保振 齊太郎
(3)	TARO HOFURI	○	Taro Hofuri

- (1) 名の漢字が「来」と「喜」で、不一致のため、非名寄せとしています。
- (2) 名の漢字が「斉」と「齋」で、不一致ですが、異形字(注2)として同一文字とみなせるため、名寄せとしています。
- (3) 大文字と小文字の相違はありますが、これらは同一のものとみなし、名寄せとしています。

(注2) 異形字とは、意味・読み・用法が同じでありながら形だけが違う漢字をいいます。  
 なお、異形字として取り扱っている文字の組合せについては、上記の「加入者情報名寄せ基準書」を御参照ください。

## 2. 「住所」項目

○：名寄せ ×：非名寄せ

	甲	判定	乙
(1)	東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 保振ビル5階	×	東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 保振ビル
(2)	東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 101	○	東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 保振マンション101

- (1) 建物の階数の表示の有無に相違がありますので、非名寄せとしています。
- (2) 甲の住所では建物名が省略されていますが、乙の住所の部屋番号と一致しているため、名寄せとしています。

**Q6：上場会社からの通知物が2通に分かれて郵送されてきたのですが、どうしたらいいですか？**

**A6：2通の通知物のあて名の氏名又は名称、住所などの表記に相違がないか御確認ください。**

御確認の結果、相違がある場合は、口座を開設している証券会社などに対して、証券会社などにお届けの氏名又は名称、住所などが古い情報や誤った情報でないか、又は証券会社などにおいて証券保管振替機構に対する加入者情報の通知内容に誤りがないかの御確認をお願いいたします。

また、相違がない場合は、該当銘柄の株主名簿管理人（信託銀行など）へ名寄せがされていない理由についてお尋ねください。